

2025 年 4 月 1 日

株式会社大谷工業

一般事業主行動計画（第 7 回）

【次世代育成支援対策推進法】

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日

2. 内 容

目標 1 年次有給休暇とリフレッシュ休暇を併せて取得することによる、計画的な長期連続休暇の取得促進を図る

（対策）

2025 年 4 月～ 連続休暇取得促進のためのパンフレットの制作、行動計画の社内周知、社内イントラネット等を通じて取得を呼び掛け

2026 年 4 月～ 連続休暇取得状況の把握、分析、検討

目標 2 計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする

男性社員・・・20%以上

女性社員・・・100%

（対策）

2025 年 4 月～ 行動計画の社内周知、該当社員の把握

2026 年 4 月～ 育児休業等の取得率の把握、分析、検討

目標 3 所定外労働時間を、社員 1 人当たり年間 30 時間未満とする

（対策）

2025 年 4 月～ ノー残業デーを月 2 回実施、行動計画の社内周知
管理職に対する労働時間管理への意識強化の推進

2026 年 4 月～ 所定外労働時間数の把握、所定外労働時間の多い職場の実態調査

以上